

社会福祉法人森友会 一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法 一体型）

職員が有する能力を存分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2 内容

《 次世代育成支援対策の目標・取組 》

目標1：中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員の子の看護休暇、産後パパ育休（出生時育児休業）のそれぞれの取得について、職員に内容の周知を図り、活用を促す。

<対策>

各年度 職員から結婚の届出や出生届があった時期、職員定例会議の適当な時期、新規採用予定職員の採用前研修の機会等で、それぞれの説明をし、年次有給休暇とは別の取得を促す。

《 女性職員に対する職業生活に関する機会の提供 》

目標2：管理職に占める女性職員の割合を50%台とする。

<対策>

各年度 主任、副主任、フロアーリーダーの職にある女性職員に対し、園長、副園長、主任の役割を担う立場に求められる役割と知識を身に付けてもらうための研修の計画的な受講を促す。

《 職業生活と家庭生活の両立に関する雇用環境の整備 》

目標3：男女の平均勤続年数の差を0とする。

<対策>

各年度 職場の良好な人間関係を維持増進して離職防止を図るとともに、産休・育休制度や育児短時間勤務制度の浸透を通じて、女性職員の平均勤続年数を男性職員と同じにする。

以上